

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊をふせぎ県民 のいのちと健康を守るための緊急要請

新型コロナウイルス感染症が愛知県内でも拡大していることを受け、大村知事は県独自の「緊急事態宣言」を発出し、緊急対策を発表した。“医療崩壊”への危機感が専門家会議をはじめ、関係者から相次いで表明されているにもかかわらず、現場の体制確保、ベッドや、医療のための本格的な財政措置が、いまだにとられていない。努力はあるものの、マスクをはじめとした医療資材の供給も追いついていない。マンパワー不足や風評被害を含め医療従事者へのメンタル面のケアも急務である。

また、感染拡大への不安から、受診抑制、介護の訪問サービスやデイサービスの利用を控えるなどにより、医療・介護などの事業所も大幅な減収となっている。このままでは次々と事業所がつぶれる危険性がある。社会保障の体制崩壊を起こさないため緊急に以下要請する。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応として、病床確保が急がれる。空き病床を準備する場合の減収分をはじめ、感染症対応で必要となる経費は、全額公費で補償できるよう、県独自の財政支援とともに国にも支援を求めること。

政府は「ベッドの確保」を要請しながら、それに伴う必要な財政措置を行っていない。愛知では現状250床を確保しているものの、厚労省の試算に基づけば県内の患者数はピーク時で1万2千人、重症は400人、中等症で1000人に上る。医療体制確保に必要な経費を県が負担することで病床と人材を確保し、同時に国に対しても負担を求めること。

(2) 医療機関に、必要な装備・備品をすみやかに供給すること。

医療関係者を感染から防護する、医療用マスク、ゴーグル、防護服などPPE（Personal Protective Equipment）の確保は医療従事者の命を確保するという構えで取り組むこと。すでに県内医療機関から「5月までに枯渇する」との声が複数寄せられている。厚労省から提供されるマスクは医師会・歯科医師会を通じて提供されているが、所属していない開業医へも提供されるルートを確立し、すみやかかつ十分に供給すること。人工呼吸器の供給の抜本的強化をはかること。

(3) 医療機関を、新型コロナ対応の病院と、一般患者対応の病院に役割分担を行い、発熱外来を設置すること。そしてそれぞれについて手厚い支援を行うこと。

病院内でのゾーニングは限界が生じている。日本医師会も要請しているように、病院ごとに役割分担をはかることは、医療崩壊を阻止するうえでも急務となっている。

- ・ 46ある帰国者・接触者外来を開設している医療機関を、コロナ専門の医療機関に指定するなど、患者も職員も落ち着いて治療できる環境を、早急に整備すること。
- ・ 患者が多数発生している名古屋市内には各区に発熱外来を設置し、駐車場にテントを張るなど検査する体制をつくること。
- ・ 今後、抗体検査を活用し、抗体ができていない医療従事者を新型コロナ専門病院に集中させるなど、医療崩壊を起こさない手立てを検討すること。
- ・ 新型コロナウイルス対策を行った院内の改装費用の補償をおこなうこと。
- ・ 深刻な診療控えによる、外来の減少に伴う損失補てんを含めた医療機関への補償を国にもとめること。

(4) 軽症者への対応のために、宿泊・療養施設の確保と運営など必要経費を国に求めるとともに、施設周辺住民の理解を得るため丁寧な説明の機会を持つこと

軽症者対応の宿泊施設を確保することを要請した政府に対して財政措置を求めること。またあいち健康の森健康科学総合センターの周辺住民から、受け入れにあたって不安の声が上がっている。引き続き住民への丁寧な説明と風評被害への対応をとり、住民の不安解消へ努めること。

(5) PCR 検査体制の拡充を図ること

県内で感染経路のわからない患者が増加する中で、PCR検査の件数を大幅に増やす必要があります。

- ・ PCR検査体制のルートを抜本的に改正し、かかりつけ医など身近な医療機関でPCR検査の必要診断により、「集中検査場所」（発熱外来/PCR検査専門部門など）を設置し、迅速な検査体制が行えるようにすること。
- ・ PCR検査の判定は臨床検査技師の資格があっても、経験のある熟練の技術者でなければできないと聞いている。近隣の都道府県へ、技術者の派遣を要請し検査体制を充実させること
- ・ 民間企業や、大学病院へ協力を要請するとともに、PCR検査の簡易キット購入のための財政支援を行うこと

(6) 医療を最前線で担っている医療従事者の心理的ケアに力を注ぐこと。

患者発生にともなう減収や風評被害で医療従事者が苦境に立たされている。PCR検査も暴露の危険や人手をとられストレスがかかっている。また外来患者の減少にともなう損失は多くの開業医を悩ませている。

- ・医療従事者の子どもが心配なく保育園で過ごせるよう、預かる時間など市町村が柔軟に対応できるよう県として支援すること。また、子どもが安全に過ごせるよう人員配置のための補助をおこなうこと。

- ・医療従事者、そして感染者本人とその家族に対する心のケアを行い、偏見や差別による人権侵害を防ぐ手立てをとること。

(7) 緊急に保健所の体制を強化すること。

- ・保健所の職員を増員し体制を強化すること。また、応援職員は日替わりではなく、可能な限り連続して派遣する体制をとること

- ・保健所に集中している市民からの問い合わせと、医療機関との連絡は別の電話回線を設けて対応できる仕組みをつくること。

- ・保健所から、衛生研究所への検体運搬の負担を軽減する仕組みをつくること

(8) 急性期病床の大幅削減となる公立・公的医療機関の再編・統合を直ちに凍結し、撤回を国に求めること。

(9) 介護事業所の感染症対策の必要経費を県独自に確保し、デイケア中止などによる減収分を補償する市町村を支援すること。

(10) 障害者施設に対する報酬を月額方式にすることを国に求めること。就労支援施設での自粛の影響による減収、利用者の工賃について補償し、国に対して支援を求めること。

以上